The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『資実長兼両卿百番詩合』考 : 尊経閣文庫本「百番詩合」を中心に
Author(s)	栗生, 育美
Citation	語文, 84-85, p. 66-77
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69058
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『資実長兼両卿百番詩合』考

――尊経閣文庫本「百番詩合」を中心に――

栗生育美

はじめに

『群書類従』文筆部に『資実長兼両卿百番詩合』という作品が収められている。藤原資実と藤原長兼という二人の人物による漢詩句二句一聯が詩題も含め、春夏秋冬雑（春二十聯、夏六聯、秋二十二聯、冬六聯、雑四十六聯）の順でそれぞれ百聯ずつ、合計二百聯並べられている。ただし、それぞれの詩題は完全には一致しない。

収録されている資実作の詩聯を1～100、長兼作の詩聯を［1］～［100］とし、各々の冒頭と末尾を示しておく（以下、二人の詩聯を示す際はこれに倣う）。

左　春　　資実卿

1　漢十二皇高祖徳（春作四時始）　唐三百載太宗功

2　南老鬢眉残縦在（雪尽草徐青）　西施顔色自斯新

3　浪声猶白苔厳夕（雪消知草樹）　嵐気再青松澗春

…（略）

99　為愍多年遇謹節（受禄于天）　東明山下再秋風

100　成王聖代七年後（地勢依松竹）　我国周公仍旧営

右　春　　長兼卿

［1］黄軒著徳帝猷祖（春作四時始）　伯禹立功王者先

［2］粧娃無力玉簪重（松柳帯春雪）　忠士送年白髪寒

［3］潺湲留月朝氷水（春雪朝於遍照寺即事）　松柏勝花春雪山

…（略）

［99］同異分成劉向力（釈奠講古文孝経）　河間章与壁中書

［100］庭実両般温古種（前庭松竹）　皇唐池竹漢宮松

資実の1番を例にとると、「漢の時代が十二代続いたのは高祖の仁徳のなすところであり、唐の時代が三百年の長きにわたったのは太宗の功績による」と解釈できる。この二句には詩題の「春は四時の始めと作る（春は四季の始まりである）」を受けて故事が詠まれており、一年を支える春のすばらしさを称える内容と

なっている。[1] これに限らず、収録されている漢詩句には数多く故事が詠み込まれている。また、二句一聯において対句になっているものも多く、この作品は資実・長兼作の七言律詩の頷聯、または頸聯を抜き出して集められたものと考えられている。[2]

そもそも詩合とは、参加者が左右に分かれて一番ずつ漢詩を交互に詠み合い、各々の優劣を競う行事であり、判者の判詞によって勝負の判断が下される。天徳三（九五九）年に村上天皇のもとで行われたのが最初であり、その時行われた十番の詩合は『天徳三年闘詩行事略記』として『群書類従』文筆部に収められている。その第一番を例に挙げると、次のような形式を持っている。

第一　与レ月有二秋期一　文時

左

何秋与レ月不二相思一　豈若今秋二八時

為向二清涼風景一奏　望レ雲別有二万年期一

右　直幹

金波巻レ霧毎相思　不レ似涼風八月時

定識聖明鸞殿上　清光長献万年期

左詩講畢、次右詩講畢。時尅之間、判者以レ右為レ勝。

爰右念人勧二盃於左。相分巡行漸畢。

ここでは、左右二人の漢詩の後に付された判詞によって、右の直幹の漢詩の方に勝ちの判断が下されている（傍線は引用者）。このほかに、左右の文字の一方に「勝」や「持」と記すことで、勝ち負けや引き分けの判断が示された詩合もある。

ところが、『資実長兼両卿百番詩合』はこのような一般的な詩合の形式から逸脱している。左右二人の詩聯が交互に番えられておらず、必ずしも同一の詩題のもとで詠まれたものではない。また勝負の判断も示されていない。[3]

詩合として特異な形式を持っているこの作品に関しては、なぜそうであるのかといったことなど、詳細な研究はこれまでなされてこなかった。[4] しかしながら、今日まで伝わる諸本の中で、書写年が最も古く他本の書写のもとになったと考えられる尊経閣文庫本「百番詩合」を考察することにより、この作品についての基本的な問題を明らかにすることができる。

一　前尊経閣文庫本の形式

『国書総目録』には、『資実長兼両卿百番詩合』の諸本として以下の八つが挙げられている。

Ⅰ　国立公文書館内閣文庫本「百番詩合」（江戸初期写）

Ⅱ　宮内庁書陵部本「百番詩合」

Ⅲ　東京大学史料編纂所本「百番詩合」（尊経閣文庫本写）

Ⅳ　島原市島原公民館松平文庫本「百番詩合」（貞治二年菅原為綱奥書本写）

Ⅴ　神宮文庫本「百番詩合」（貞治二年奥書本写）

Ⅵ　前田育徳会尊経閣文庫本「百番詩合」（建長八年写）

Ⅶ　高松宮本

Ⅷ　群書類従本「資実長兼両卿百番詩合」

Ⅵの尊経閣文庫本は筆跡の異なる二種類の奥書を有しており、その前半部には建長八（一二五六）年、後半部には貞治二（一三六三）年という年号が記されている（後述）。このことからⅢ・Ⅳ・Ⅴについては、尊経閣文庫本の流れを汲んでいることがわかる。また広く知られているⅧの群書類従本は尊経閣文庫本と同じ二種類の奥書を持っており、Ⅵの尊経閣文庫本は諸本のうちの少なくとも四本のもとになった善本といえる。

ここで、尊経閣文庫本の書誌的事項を示しておく。

「百番詩合」（古名人一三二）　写本一冊

粘葉装。縦二十六・八センチ、横十六・〇センチ。表紙裂は花色地鳥龍虎等模様緞子。料紙は不明。外題はなく、内題は「百番詩」。本文冒頭に「百番詩合」とある。箱に「菅為長卿筆　百番詩合　一冊」と墨書されている。本文は十九丁（奥書を含む）。一丁あたり十二行（丁の表六行、裏六行）。一行には資実または長兼作の漢詩句二句一聯が記され、その後に各々の詩題が小さく付されている。

この尊経閣文庫本に収められている長兼（右）の［7］番から［9］番までの詩聯の間に、誤写が二か所見られるが、この誤写部分がこの詩合の本来の形がどのようなものであったかを明らかにする重要な情報を与えてくれる。その誤写を含む前後の詩聯は次のとおりである。

［7］四十余廻留不得　煙霞再会老猶期　歳歳惜春内
　　辺塵風静胡千里―宮樹霞芳漢両京

［8］行竈焼春商客艇　軽軒入雪夏王車　花開水陸間
　　暫望雲路九重雪―恐送塵寰七世春

［9］興嘲隴水三秋月　思染巴天万里霞　春山属旅情

尊経閣文庫本では、書写者が何度も上から線を引いて誤りの文字を消し、その次の行に正しい文字を記しているが、ここではその誤写を文字の上に一本線を重ねる形で表す。

この二か所の誤写においては、その前後にある［7］番と［8］番、または［8］番と［9］番の詩聯と比べてみても、共通する語句が見られない。一度書かれて消されているこの語句は一体何なのであろうか。この部分より前の長兼の［1］番から［6］番、あるいは後に続く［11］番から［100］番を見ても、この語句を探し出すことはできない。だが、これより先に収録されている資実（左）の詩聯を見ると、そこにこの二つの詩聯を見出すことができる。

7　四序若無春外節　一生応住醉中郷　花前唯酌酒
8　**辺塵風静胡千里**　**宮樹霞芳漢両京**　花柳旁満城
9　**暫望雲路九重雪**　**恐送塵寰七世春**　宮花不限年
10　彭沢先生栽柳地　余杭太守載花舟　州県春光遍

資実の7番から10番までの詩聯をここに挙げたが、これを見ると、先程挙げた長兼の［7］番の次に誤写されている「辺塵風静胡千里　宮樹霞芳漢両京」は、資実の8番の詩聯である。さらに長兼の［8］番の後にあるのは、資実の9番「暫望雲路九重雪　恐送塵寰七世春」である。

ここで、尊経閣文庫本を作成する際にもとになった本を前尊経閣文庫本と名付けよう。仮に前尊経閣文庫本に資実と長兼の詩聯が今見る本と同じように、左右それぞれ一括して収められていたとすれば、長兼の詩聯の間に突然資実の詩聯を書き誤るようなことは起こりえない。あるいは、前尊経閣文庫本に誤りがあったとして、その誤写をもそのまま書写して尊経閣文庫本を作成したということもまず考えられない。とすると、前尊経閣文庫本では次のように、二人の詩聯が左右交互に番えられていたと想定されるのである。

左　資実

7　四序若無春外節　一生応住醉中郷　花前唯酌酒

右　長兼

[7]　四十余廻留不得　煙霞再会老猶期　歳歳惜春内

左　資実

8　辺塵風静胡千里　宮樹霞芳漢両京　花柳旁満城

右　長兼

[8]　行竈焼春商客艇　軽軒入雪夏王車　花開水陸間

左　資実

9　暫望雲路九重雪　恐送塵寰七世春　宮花不限年

右　長兼

[9]　興嘲隴水三秋月　思染巴天万里霞　春山属旅情

このように交互に番えられていた本にもとづき、書写者が資実作の詩聯ばかりを先に左として抜き書き、その後長兼作の詩聯のみを右として抜き出して書写する中で、先程のような誤写が生じたと考えられる。

同様に、この詩合の本来の形がどのようなものであったかを推定するのに貴重な手がかりとなる誤写がもう一例ある。それは長兼の[71]番である。以下に、長兼の[70]番から[72]番までを示す。

[70]　客夢枕冷秋風泊　郷念涙余暮雨舟　海路旅行

暁行随隴

[71]　万里羈心争申月　千山秋路接巴天　山路秋行

[72]　湖水山消波吐月　海天舟去泊占雲　羈中眺望

この[71]番においては「羈心争日」という文字が墨消しされ、右側に「暁行随隴」と訂正されている。この誤写された「羈心争日」という語句も、次に示したように資実の71番に見られるものである。

70　衣裳月重羈中路　梁棟雲生山脚家　熊野詣

71　万里羈心争日月　千山郷思苦風霜　冬朝旅行

72　湖中浦尽凍雲白　隴上泉枯寒草黄　同

資実の71番も長兼の[71]番も「万里」と始まり「月」で終わる一句を有しているため、誤写を誘発したものと思われる。ここでも以下のように、左右交互に番えられていたと考えるのが自然である。

左　資実

70　衣裳月重羈中路　梁棟雲生山脚家　熊野詣

右　長兼

[70] 客夢枕冷秋風泊　郷念涙余暮雨舟　海路旅行

左　資実

71　万里羇心争日月　千山郷思苦風霜　冬朝旅行

右　長兼

[71] 万里暁行随隴月　千山秋路接巴天　山路秋行

左　資実

72　湖中浦尽凍雲白　隴上泉枯寒草黄　冬朝旅行

右　長兼

[72] 湖水山消波吐月　海天舟去泊占雲　羇中眺望

この場合も先の例と同じように、隣り合って書かれていた資実と長兼の詩句を取り違えたことで、先に増したような誤写が生じたといえる。

この作品はこれまで資実と長兼の二人の詩聯をそれぞれ一括して収めており、一般的な詩合の形式とは異なっていると考えられてきた。[5] しかし以上の考察から、前尊経閣文庫本においては、左右を交互に番える一般的な詩合の形式がとられていたが、そこから尊経閣文庫本が作成されるにあたり、二人の詩聯を別々にまとめる形に改められたと考えられる。

二　尊経閣文庫本成立までの流れ

尊経閣文庫本においては、資実と長兼の詩聯が合計二百聯書かれた後、十九丁の表と裏それぞれに奥書が二種付されている。前半部はその筆跡から、漢詩句を書写した人物によって書かれたものであることがわかる。他方、後半部は前半部とは筆跡を異にしている。まずは奥書前半部（十九丁表）について考えてみよう。

建長八年林鐘中旬以左槐法印御
本書之了弘誓院禅閣撰両
卿作百句令番之給始勝負字
雖被付之憚後見給□之間被滅
之了書本者彼禅閣御自筆
也云々　（□は判読できない箇所である）

①建長八年林鐘中旬、左槐法印御本を以て之を書き了んぬ。②弘誓院禅閣、両卿の作れる百句を撰びて之を番はしめ給ふ。③始め勝負の字、之を付けらると雖も、後見を憚り給ふ□の間、之を滅せられ了んぬ。④書本は彼の禅閣の御自筆なりと云々。

この前半部には

① 建長八（一二五六）年六月中旬に左槐法印御本をもとに書写したこと

② 弘誓院禅閣が藤原資実と藤原長兼両卿の作った漢詩の中から百聯を撰び番えたこと

③ 元々は判詞が付されていたものの、後の人の目にふれることをはばかって、撰者がその判詞を消してしまったこと

④ 書写のもとになった本は弘誓院禅閣の自筆であること

の四点が記され、①には「左槐法印」、②には「弘誓院禅閣」と

いう二人の人物の名前が見られる。

「左槐法印」の「左槐」とは左大臣の唐名であり、当時「左大臣法印」と呼ばれていた厳恵を指す。[6] 厳恵は藤原高実を父とし厳海僧正の弟子となった醍醐寺の僧で、後に権大僧都の地位についた。[7] 導師として各供養を取り仕切ったり、病気平癒や天下泰平の祈禱を行ったりしたほか、[8] 祭文や願文の清書なども行った。[9] 文永三（一二六六）年に遁世したことが知られるが、[10] 生没年は不詳である。群書類従本においてこの部分は「古槐法印」となっており、これまで人物を特定することはできなかったが、尊経閣文庫本によって厳恵であることが明らかになった。

一方、②で撰者といわれる「弘誓院禅閣」とは、九条家の藤原良経の二男、藤原教家のことである。[11] 建久五（一一九四）年に生まれ、兄の道家と同じく母は藤原能保女である。元久元（一二〇四）年に元服と同時に従五位上に叙位し、中宮大夫・東宮大夫・皇后宮大夫を歴任した後、建保六（一二一八）年には正二位権大納言にまで至った。書道の弘誓院流をひらいた能書家として古来知られるほか、[12]『本朝文集』に諷誦文一編、『続古今和歌集』に和歌四首、『和漢兼作集』に漢詩一聯、和歌一首があり、詩歌にも長けた人物である。また『教家摘句』の撰者としても知られている。嘉禄元（一二二五）年に出家し、法名は慈観といった。[13] 建長七（一二五五）年に六十二歳で没した。

この厳恵と教家の間には深いつながりがある。一つには、両者とも九条家に属していることが挙げられる。厳恵（以下の系図中A）は兼実の曾孫、教家（同系図中B）は兼実の孫にあたる（後に厳恵の父高実は教家の兄道家の、教家は叔父の良輔の養子になっている）。

摂関九条家 系図（『尊卑分脈』にもとづく）

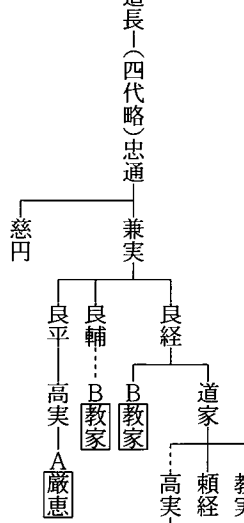

（……は養子関係を表す）

もう一つには、弘誓院を介しての関係が挙げられる。『拾芥抄』によれば、八条南、東洞院東の弘誓院には教家の邸宅があったとされ、[14] 教家が弘誓院と号したのもここに住んだことに由来する。その一方で『尊卑分脈』において、厳恵の名の下にも同じく「弘誓院」という記述が見られる。このことから、厳恵は教家の後に弘誓院に入った人物であると推測できる。先程示した奥書前半部の内容①と④を考え合わせると、九条家や弘誓院を介して撰者教家の自筆本が厳恵の手に渡り、左槐法印御本と呼ばれるようになったと考えられる。

次に奥書後半部（十九丁裏）について検討してみよう。

土御門順徳後堀川四条後嵯峨

五代御侍読
参議菅原為長卿真翰也
貞治弐年八月日　菅為綱

「⑤土御門、順徳、後堀川、四条、後嵯峨五代の御侍読、参議菅原為長卿の真翰なり。
⑥貞治弐年八月日　菅為綱」

ここには

⑤ 詩聯は（したがって奥書前半部も）五代の天皇の侍読をつとめた菅原為長の自筆であること

⑥ 菅原為綱が所有していた本に、貞治二（一三六三）年八月奥書を書いたこと

が記されている。

⑤に見える菅原為長[15]は道真から数えて八代目にあたる儒者で、父は菅原長守である。保元三（一一五八）年に生まれ、元暦二年（一一八五）に文章得業生に補された。建仁四年（一二〇四）文章博士になった後は大蔵卿・式部大輔・参議を経て、仁治元年（一二四〇）に正二位にまで至った。文人としても活躍し、『内裏詩歌合』に漢詩四聯、『和漢兼作集』に漢詩二聯がある。寛元四（一二四六）年に八十九歳で没した。

⑥の菅原為綱は、この為長から数えてさらに五代後の人物である。父は菅原為視、母は菅原清長女であり、文章得業生になった後、宮内卿、従三位と昇進した[16]。生没年は未詳であるが、『後愚昧記』や『愚管抄』に漢詩の作者として為綱の名前が見られる[17]。また⑥には「貞治二年」と記されており、為綱は一三六〇年から八〇年にかけて活躍した人物であると推定できる。

⑤に示したように、為綱は奥書前半部までを為長の自筆であると記している。確かに為長は文人として資実・長兼と同時代に活躍し[18]、教家との関係も深い人物である[19]。しかし、奥書前半部に記された建長八（一二五六）年の時点で、為長はすでに亡くなっており、為綱のこの記述は誤りだと考えざるをえない。

さらに、尊経閣文庫本までの流れを考察するには、奥書前半部直後にこれを記した人物の署名が見受けられないことに注目しなければならない。何らかの文章を記した後には署名を書くのが一般的であり、尊経閣文庫本の成立以前に奥書前半部に署名を有した本があったと考えられる。以上から、現在の尊経閣文庫本が成立するまでの流れは次のように整理することができる。

教家自筆本（教家の没年一二五五年までに成立）
　　＝同一本
左槐法印本（厳恵の所有本）
　　←書写
奥書前半部に署名を有する本（一二五六年成立）
…
　　←数回書写されたか？
尊経閣文庫本（資実・長兼作の詩聯が百聯ずつ一括して記され、奥書前半部に署名のない本）
　　←付奥書

尊経閣文庫本（為綱が奥書後半部を付した本、一三六三年成立）

三　詩聯の作者資実・長兼と編者教家

この作品に詩聯が収められている資実と長兼とは、一体どのような人物だったのか。ここでは資実と長兼、そして編者教家との関係について考察したい。

藤原資実[20]は本名を家実といい、藤原兼光の一男で、母は源家時女である。応保二（一一六二）年に生まれ、承安四年（一一七四）文章得業生に補された。蔵人頭・参議・左大弁等を歴任した後、権中納言となり、承元四年（一二一〇）正二位まで至った。後に大宰権帥に転じた。資実の属する藤原氏北家内麿流は儒者を輩出する名家であるが[21]、資実もまた文章博士や東宮学士、土御門・順徳二代の侍読をつとめた。また、藤原兼実と藤原家実の家司として九条家と近衛家の両家に仕えたほか[22]、資実の勘申によって年号が「承元」と改められた[23]。承久二年（一二二〇）七月二日に出家し、法名は智寂（知寂）といった。貞応二（一二二三）年二月二十日に六十二歳で没した。

一方、藤原長兼[24]は藤原長方の二男で、母は藤原通憲（信西）女、本名は頼房である。安元二年（一一七六）に叙位した後、資実と同じく蔵人頭・参議・左大弁を経て、権中納言に至り、承元四年（一二一〇）に正三位となった。『尊卑分脈』では「文者二卿内」と称せられ[25]、藤原兼実・良経の家司として九条家に仕えた。建保二年（一二一四）二月八日に出家、法名は覚阿といった。この長兼に関しては、『続古事談』の編者や『六代勝事記』の作者として名前が挙がっている[26]。

長兼の生年についてはこれまでも考察されてきたが[27]、いずれも推測の域を出ることはなかった。しかし『明月記』承元元（一二〇八）年五月二十日条に参内者として長兼の名前が見え、その注に文治五（一一八九）年に二十八歳だった旨が記されている[28]。また、冷泉家時雨亭文庫本『公卿補任』建永元（一二〇六）年条にも長兼の年齢が傍記されており[29]、関口力氏が『平安時代史事典』で言われているように[30]、応保二（一一六二）年の生まれと考えられる。

資実と長兼は文人として非常に優れた人物であり、当時の詩会や詩歌会に頻繁に参加していた[31]。『明月記』では「才士」として資実と長兼の名前が挙がっているほか[32]、『元久詩歌合』に資実が慈円と、長兼が定家と番えた二人の漢詩句が収められている[33]。

また、院の殿上人として後鳥羽上皇に仕えたほか、両者とも故実に精通し、承元二（一二〇八）年に起こった鎌足御影像の焼失事件に関して、その議定の場で二人は意見を求められている[34]。この二人の間で交わされた乗車に関する議論も有名である[35]。

教家はなぜこの資実と長兼を詩合の対象として選んだのだろうか。

一つには、九条家とのつながりが深い人物であることがその理由として挙げられる。先に述べたように、故実の知識が深い二人

は家司として、ともに九条家に仕えた。また九条家では数多くの詩会や詩歌会が開かれたが、そこでも資実と長兼は欠くことのできない存在であった。

もう一つには、この資実と長兼が周囲からライバルとして目されていたことが考えられる。同じ年齢の二人はその活躍の場も同じであったことから、「両卿」として周囲に捉えられていた。教家の兄道家がその日記『玉蘂』の中で、二人が中納言を去ったことに対して「況両卿一度去中納言哉」（傍線・返り点は引用者）と記している。[36] 慈円の書状にも「又長兼・資実なとに給候。両卿も候は、無興乎」と見え、[37] 資実と長兼の二人を指して「両卿」と呼んでいることがわかる。このことは今村みゑ子氏の「藤原教家と『月講式』」[38]でも指摘されており、今村氏はこれを「九条家の、ないし慈円の、両卿一対視」と記されている。この周囲からの資実・長兼の「両卿一対視」は（本人同士の間でもライバル意識はあったと思われるが）、この作品において『資実長兼両卿百番詩合』と、二人の名前の後に特別に「両卿」と付けられているところにも見受けられる。

おわりに

これまで『資実長兼両卿百番詩合』は、資実と長兼の詩聯を左右百聯ずつ一括して収めており、一般的な詩合とは異なる形式を持っていると捉えられてきた。しかしながら、尊経閣文庫本「百番詩合」を考察することで、現在広く見られるこの特異な形式は尊経閣文庫本が書写される段階で初めてとられたものであり、その前段階では左右交互に番える形式であったことが明らかとなった。

さらに、奥書前半部の内容③において、教家が二人の詩聯を撰んだ当初は判詞によって勝ち負け、あるいは引き分けを判じていたと記されていることから、編集当初は資実を左、長兼を右として一番ずつ番え、その判詞を付す一般的な詩合の形式をとっていたといえる。とすれば、教家はその詩題が異なる場合も、資実と長兼の詩聯を番えていたことになり、詩題ではなく二人の作詩した二句一聯の内容で左右を番えたと考えられる。二人の聯句がどのような視点で番えられ、そしてその勝負の判断がどのように下されたのか、今後の課題として以後考察したい。

また、この作品に漢詩句を収める資実と長兼という人物は、文人として当時の作詩の場に欠くことのできなかった人物であり、故実の知識も深く、九条家とも深い関係があった。同じく作詩の才に恵まれた教家にとっては、祖父兼実や父良経、あるいは兄道家のもとに出入りするこの資実と長兼は尊敬に値する人物であった。今村氏の言われる資実・長兼の「両卿一対視」を背景に、教家は二人の作詩について深い関心を寄せていったと考えられる。この作品は資実と長兼と九条家の三者のつながりの中で生まれたといえる。

注

(1) この漢詩句は正治二（一二〇〇）年二月九日、藤原良経のもとで催された詩歌会において詠まれたもので、『明月記』同日条に「満座感歎」と記されており、座の文人たちが秀句として称えたことがわかる。

(2) 『群書解題』（続群書類従完成会・一九六一年）「資実・長兼両卿百番詩合」において、山岸徳平氏が「詩と称しても、律詩中の、頷聯か頸聯かの一つの聯を取り出して合わせた」と、『日本古典文学大辞典』（岩波書店・一九八四年）「資実長兼両卿百番詩合」の項で、大曾根章介氏も「両人の律詩の中から頷聯か頸聯の一つの対句を取出した聯句合になっている」と述べられている。

(3) 『群書解題』『日本古典文学大辞典』（前掲（2））でも、この作品が詩合として特異な形式を有している旨が指摘されている。

(4) 大伏春美「元久詩歌合について」（『和歌文学研究』第三十九号・一九七八年九月）では、本詩合を用いて『元久詩歌合』の詩の欠脱部分について考察されているが、本詩合の内容にまで踏み込んだ研究はこれまで行われてこなかった。

(5) 前掲（3）参照。

(6) 『吾妻鏡』建長四（一二五二）年十一月二十二日条に「御所御持仏堂供養、導師左大臣法印厳恵」とある（傍線は引用者）。

(7) 『尊卑分脈』による。

(8) 『吾妻鏡』建長四年十一月二十二日（前掲（6））、同六年六月三日、八月十一日、同八年七月十八日条に導師として厳恵の名前が挙がっている。また建長六年六月十六日、同八年六月七日、九月三日、文応元（一二六〇）年七月二日、八月八日条には祈禱を行った旨が記されている。

(9) 『吾妻鏡』建長六（一二五四）年四月四日、正嘉元（一二五七）年七月十三日、十月一日、同二年六月四日条。

(10) 『吾妻鏡』文永三年六月二十四日条に「今日、左大臣法印厳恵遁世晦レ跡」とある。

(11) 藤原教家については、今村みゑ子「藤原教家と『月講式』」（『明月記研究』五号・二〇〇〇年十一月）において、詳細に言及されている。

(12) 『入木抄』では「其間に弘誓院入道大納言等、聊又躰替て、人多好用歟。凡者法性寺関白の余風也。」と記され、『尺素往来』にも「弘誓院（教家）模様面白候。」とあり、能書家として知られていたことがわかる。

(13) 教家の出家については、五味文彦「明月記の群像」（『明月記の史料学』青史出版・二〇〇〇年）に詳しく述べられている。

(14) 『拾芥抄』諸名所部第二十「弘誓院」の項に「八条南 東洞院東大納言教家宅」とある（傍線は引用者）。

(15) 菅原為長に関しては、山崎誠「菅大府卿為長伝小考」（『国語国文』第四十八巻第七号・一九七九年七月、のち『中世学問史の基底と展開』（和泉書院・一九九三年）所収）、蔭木英雄「中世初期縉紳漢文学概観―菅原為長を手がかりに―」（『相愛大学相愛女子短期大学研究論集 国文・家政学科編』第三十一巻・一九八四年二月）に詳しい。

(16) 『尊卑分脈』による。

(17) 『後愚昧記』応安四（一三七一）年二月五日条、『愚管記』応安四年九月十三日、永和元年（一三七五）三月十八日条。

(18) 大伏氏が「元久詩歌合について」（前掲（4））で、蔭木氏が「中世初期縉紳漢文学概観―菅原為長を手がかりに―」（前掲（15））で言及されているように、為長・資実・長兼は当時の詩会や詩歌会に数多く出席している。

(19) 今村氏は「藤原教家と『月講式』」（前掲（11））で、為長と教家も同じ詩会や詩歌会に参加していたこと、教家の出家を聞いた

為長が教家のもとに駆けつけようとしたことなど、二人の関係についても述べられている。

(20) 「中世初期縉紳漢文学概観―菅原為長を手がかりに―」(前掲(15)注⑮でも資実について言及されている。

(21) 細谷勘資「日野流藤原氏の形成過程」(『史聚』第二十三号・一九八八年十一月)参照。

(22) 『玉葉』文治三(一一八七)年十一月二十三日条に兼実の、『猪隈関白記』建久九年(一一九八)正月二十五日条に家実の家司であった旨が記されている。また、大伏氏が「元久詩歌合について」(前掲(4)の中で「資実は、良経・家実の両家に親しく仕えた」とも指摘されている。

(23) 『編御記』「承元」の項に「改元被レ用二承元一。藤中納言(資実)被レ進レ之」とある(括弧内は引用者)。

(24) 細谷勘資「『長兼蟬魚抄』と『魚書奉行抄』」(『国書逸文研究』第二十三号・一九九〇年十月)に、藤原長兼について詳しく書かれている。

(25) 『玉葉』文治四年(一一八八)三月三日条に兼実の家司であったことが、『明月記』正治元(一一九九)年六月二十三日条には良経の家司として内示が下ったことが記されている。

(26) 木下資一「『続古事談』と承久の変前夜」(『国語と国文学』第七七二号・一九八八年五月)、「『続古事談』長兼編者説再論―任子説話の位置のことなど―」(『論集説話と説話集』・二〇〇一年五月)に、『続古事談』の長兼編者説が説かれている。また、弓削繁「六代勝事記の成立」(『六代勝事記の成立と展開』風間書房・二〇〇三年)ではこれまで言われてきた『六代勝事記』の各作者説が整理されており、長兼説についても詳しい。なお、資実作者説についても紹介されている。

(27) 矢野太郎「『三長記解題』」(史料大成『三長記』)において、建永元(一二〇六)年に五十歳前後と、久保田淳「承久の乱以後の藤原定家とその周辺―『明月記』を読む―」(『文学』第五十三巻第七号・一九八五年七月、のち『藤原定家とその時代』(岩波書店・一九九四年)所収)の中で、応保二年(一一六二)頃の生まれと推測されている。また『続古事談』編者説、『六代勝事記』作者説を論じる際に、その生年について考察が行われてきた。

(28) 『明月記』承元元(一二〇八)年五月二十日条に「文治五年前摂政殿(藤原良経)初見、其初出仕時廿八」とある(括弧内は引用者)。

(29) 定家本『公卿補任』建永元年条において、長兼が文治三(一一八七)年に二十六歳、建久二(一一九一)年に三十歳、建久六年に三十四歳、元久元(一二〇四)年に四十三歳であった旨が記されている。

(30) 古代学協会・古代学研究所編『平安時代史事典』(角川書店・一九九四年)「藤原長兼」の項参照。

(31) 前掲(18)参照。

(32) 『明月記』正治二(一二〇〇)年二月九日条。

(33) 『明月記』建久九(一一九八)年正月十三日条に「院殿上人」として二人の名が挙がっている。

(34) 承元二(一二〇八)年二月三日、金峯山の衆徒による多武峯襲撃の際に、鎌足の御影像が焼失した。この事件について藤原家実が議定を開いたが、『猪隈関白記』承元二年閏四月十九日条には、資実と長兼を含め各公卿の意見が記されている。

(35) 『百錬抄』承元三(一二〇九)年十一月二十五日条に、『三長記』承元三年十一月三十日の記述であるとして、資実と長兼の間で交わされた車の上座についての議論の内容が記されている。『明月記』建保元(一二一三)年四月二十二日条にも、長兼が語った話として同議論について記されている。これについては、

池上洵一「公家日記における説話の方法―「興定め」のことなど―」（『中世説話とその周辺』明治書院・一九八七年、のち『説話と記録の研究』（和泉書院・二〇〇一年）所収）に詳しい。

(36) 『玉葉』承元五（一二一一）年十月十三日条。

(37) 五味文彦「明月記の群像」（前掲（13））に、『長秋記』紙背文書として残る慈円の書状が紹介されている。

(38) 前掲（11）参照。

本稿に引用した本文は、新訂増補国史大系『尊卑分脈』『吾妻鏡』（吉川弘文館）、『明月記』『玉葉』（国書刊行会）、群書類従『入木抄』『尺素往来』『編御記』（続群書類従完成会）、尊経閣善本影印集成『拾芥抄』（八木書店）、『玉葉』（思文閣出版）による。

〈付記〉

本稿の執筆にあたり、前田育徳会尊経閣文庫から「百番詩合」の書誌的事項を教えていただくとともに、翻刻掲載の許可をいただいた。深謝申し上げる。

本稿は、平成十二（二〇〇〇）年度に大阪大学文学部に提出した卒業論文、及び平成十四（二〇〇二）年十一月十六日、第七十七回和漢比較文学会例会（西部）での口頭発表にもとづいて作成した。

また今回、後藤昭雄先生・谷口真起子氏・仁木夏実氏・山谷紀子氏にご教示を賜った。深く感謝申し上げる。

―吹田市立千里山・佐井寺図書館司書―